

令和5年度就職氷河期世代就労支援プログラム事業 業務委託仕様書

1 事業趣旨

ビジネスマナーや履歴書作成等の研修と企業とのマッチング等の就職活動支援を組み合わせたカリキュラムを提供し、安定的な正規雇用につなげることを目的とする人材育成プログラムを実施する。

2 名称

令和5年度就職氷河期世代就労支援プログラム事業 業務委託

3 業務の委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（金）までとする。

4 事業内容

就職氷河期世代未就職者を期間雇用し、研修と就職活動支援を合わせて実施することで、就職を支援する。

(1) 就職氷河期世代未就職者の雇用

就職氷河期世代の未就職者を1ヶ月間雇用し、就職活動支援と研修を実施すること。雇用者数は30名以上とする。なお、本事業における就職氷河期世代未就職者とは、平成5年から平成16年までに学校卒業期を迎えた者（原則として、令和5年4月1日時点において大卒であれば41歳から52歳、高卒であれば37歳から48歳まで）のことを言う。

(2) 就職支援計画の作成

1カ月の雇用期間とその後3カ月の計4カ月間で実施する就職支援計画を作成すること。

計画は研修と就職活動支援により構成すること。内容は以下の通り。

- ・ 研修：社会人としての基礎や対象分野・業界の基礎知識、県内中小企業の情報提供、職場体験等により、職業観の醸成を図る。
- ・ 就職活動支援：面接演習や参加者との面談等により、本人の適性或希望を踏まえた対象企業の紹介を行い、必要に応じて面接同行等の支援を行う。

(3) 就職先企業の確保

参加者の適性或希望に応じた企業を開拓すること。

(4) 参加者と就職先企業とのマッチング

参加者に紹介したマッチング先企業等から、1人あたり3社以上面接を受けさせ、就職に結びつけること。

(5) 就職活動の継続支援

可能な限り4ヶ月経過後も継続支援すること。就職に結びついていない場合は、若者しごと倶楽部

(ジョブカフェひょうご)等の就職支援機関を紹介等すること。

5 対象経費

事業費は、新規雇用者人件費、紹介料、その他経費とする。

(1) 新規雇用者人件費 (全額対象)

新規雇用者に係る人件費 (賃金、通勤手当、労働保険料)

(※) 賃金は時給 1,070 円とし、1ヶ月の研修期間中に 140 時間の勤務時間を確保すること。

例) $1070 \text{ 円/時間} \times 7 \text{ 時間/日} \times 20 \text{ 日} = 149,800 \text{ 円}$

(2) 紹介料 (全額対象)

求職者を就職 (トライアル雇用を含む) に結びつけた場合、1人につき 3 万円 (税別) を対象経費とする。

(3) その他経費 (6,600,000 円 (税別) を上限とする (※) 220,000 円×30 名相当)

事業運営従業員に係る人件費 (賃金、社会保険料、労働保険料)、その他事業に要した経費 (事務機器リース料、事務所経費、旅費、消耗品費等)

6 その他

(1) 事業の進捗については、毎月、所定の様式により県に報告すること。

(2) 業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。

(3) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。

(4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。

(5) 本委託業務は、国の会計監査の対象となるため、当検査の受検が決定した際は協力すること。

(6) 本委託業務に係る経費を他の経費と区分して整理するとともに、会計帳簿、会計伝票を備え付け、証拠書類とともに、委託業務の属する年度の翌年度から 5 年間保存すること。

(7) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。

(8) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。

(9) 本業務によって得られた成果は、委託者に帰属するものとする。